

○内閣府告示第一号
文部科学省告示第一号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣総理大臣 高市 早苗
文部科学大臣 松本 洋平

改 正 後			改 正 前		
第二 職員配置			第二 職員配置		
一 [略]			一 [同上]		
二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」			二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」		

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は三十人以下を原則とする。

附 則

〔1〕3 略

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

〔5〕8 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、この告示による改正後の第二の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下を原則とする。

附 則

〔1〕3 同上

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

〔5〕8 同上